

(その1)

収支報告書 (令和 5 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 _____
公職の種類 _____ (現職 ・ 候補者等)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

- (ふりがな) (にほんきょうさんとうちばけんまつど・かまがやちくいいんかい)
- 政治団体の名称 日本共産党千葉県松戸・鎌ヶ谷地区委員会
 - 主たる事務所の所在地 千葉県松戸市千駄堀1810-2
 - 代表者の氏名 横堀 渉
 - 会計責任者の氏名 野村 みつゑ

問合せ先
(担当者) 野村 みつゑ
(電話) 047-349-1544

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____ (現職 ・ 候補者等)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで



116210

4/1

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	送	金	庫	額	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1			0		

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。



収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	46	863	134		
① (前年からの繰越額)		1	663	500	
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)		45	199	634	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		40	748	148	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		6	114	986	

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

		十億	百万	千	円
(1) 個人の負担する党費又は会費					
金 額 A			7	885	770
員 数				7	607

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	2/203,843	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2/203,843	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附		
合 計 B (ア+イ)	2/203,843	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1,	453,	798	23. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	371,	835	23. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	379,	249	23. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	361,	187	23. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	317,	389	23. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	327,	278	23. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	307,	913	23. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	310,	566	23. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	400,	149	23. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	314,	966	23. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	314,	978	23. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1,	250,	713	23. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			16,	110,	021		
合 計	F		16,	110,	021		

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
寺島 修			10,000	R5. 8. 21	千葉県松戸市六実2丁目10-13松寿園エミシア108号	無職	
庄司 道子			20,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市串崎新田156-1-103	無職	
高木喜久雄			14,500	R5. 12. 25	千葉県松戸市古ヶ崎1-3059-10	無職	
松川 忠志			15,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市上本郷1416-5	無職	
林 松子			12,200	R5. 12. 28	千葉県松戸市中和倉453-4	無職	
斉藤 みどり			22,000		千葉県松戸市金ヶ作358-25	無職	
(内訳)			10,000	R5. 8. 30			
			12,000	R5. 12. 30			
加藤 暹			32,280		千葉県松戸市小金原3-18-22-302	無職	
(内訳)			21,520	R5. 8. 31			
			10,760	R5. 12. 28			
この頁の小計			125,980				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
山野邊富士雄			42,000		千葉県松戸市小金原1-34-14	無職	
(内訳)			21,000	R5. 8. 31			
			21,000	R5. 12. 28			
芝原 久恵			55,800		千葉県松戸市根木内315-2	無職	
(内訳)			42,200	R5. 8. 30			
			13,600	R5. 12. 27			
今井 敏子			37,200	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
廣瀬 博			18,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金原1-21-31	無職	
棚井 行隆			96,000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			64,000	R5. 8. 31			
			32,000	R5. 12. 27			
この頁の小計			249,000				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
野元 紘一			48,000		千葉県松戸市小金原2-11-5	無職	
(内訳)			24,000	R5. 6. 30			
			24,000	R5. 12. 27			
山口 清美			39,600	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金原2-2-35	無職	
金子 昭雄			80,400		千葉県松戸市小金原3-12-24	無職	
(内訳)			52,000	R5. 4. 30			
			28,400	R5. 12. 27			
福田 節子			43,718		千葉県松戸市栄町西3-1122-5	無職	
(内訳)			25,200	R5. 8. 31			
			18,518	R5. 12. 29			
岸 忠信			24,818	R5. 12. 29	千葉県松戸市栄町6-456	無職	
この頁の小計			236,536				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
日向 紀英			599,600			千葉県松戸市東平賀141-14	無職	
(内訳)			299,600	R5. 1. 30				
			300,000	R5. 12. 28				
日向 栄子			700,000			千葉県松戸市東平賀141-14	看護師	
(内訳)			200,000	R5. 7. 30				
			200,000	R5. 10. 30				
			300,000	R5. 12. 28				
小野 祥子			230,000			千葉県松戸市常盤平団地3-7-109	無職	
(内訳)			50,000	R5. 3. 25				
			30,000	R5. 4. 25				
			50,000	R5. 7. 31				
			50,000	R5. 11. 30				
			50,000	R5. 12. 28				
この頁の小計			1,529,600					
その他の寄附								
合計								

3人

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
田中 友江			40,000		千葉県松戸市常盤平5-16-18	無職	
(内訳)			20,000	R5. 7. 30			
			20,000	R5. 12. 28			
大葉 清隆			72,400		千葉県松戸市常盤平1丁目29-3 駅上住宅303	無職	
(内訳)			52,400	R5. 7. 31			
			20,000	R5. 12. 28			
千田 優子			10,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-11-19	無職	
多田 弘夫			10,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14	無職	
糟谷 幸子			36,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市二ツ木49-1	無職	
狩野 満			26,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市東平賀276-26	無職	
多田 文候			6,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14	無職	
清水 貞子			30,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-18-3	無職	
梁瀬 康夫			6,000	R5. 12. 25	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-17-7-305	無職	
この頁の小計			236,400				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
宮寄 節子			6,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金上総町11-28	無職	
宮寄 章			3,500	R5. 12. 27	千葉県松戸市小金上総町11-28	無職	
塚田 明美			5,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市栗平賀267-1 ライオンズマンションロワイヤル北小金111	無職	
阿南 幸紀			33,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
阿南 洋子			18,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-20-4	無職	
池田 明子			46,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市栗ヶ沢825-12	無職	
井川 錬三			82,400		千葉県松戸市小金原8-16-10	無職	
(内訳)			41,200	R5. 8. 20			
			41,200	R5. 12. 20			
石関 光枝			39,800	R5. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-36-20	無職	
大道 千秋			34,800	R5. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
大道タイ子			44,800	R5. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
この頁の小計			313,300				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

10人

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
西宮香代子			61,700		千葉県松戸市小金原8-21-17	無職	
(内訳)			35,900	R5. 6. 25		無職	
			25,800	R5. 12. 24			
前山 賢			74,100		千葉県松戸市小金原8-19-16	無職	
(内訳)			42,800	R5. 6. 30			
			31,300	R5. 12. 30			
向井 俊子			40,600		千葉県松戸市松戸新田94-87	無職	
(内訳)			28,600	R5. 6. 30			
			12,000	R5. 12. 30			
比嘉 良宏			67,000		千葉県松戸市稔台8-22-3	無職	
(内訳)			14,400	R5. 6. 30			
			52,600	R5. 12. 30			
この頁の小計			243,400				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

42

41

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
植草 充代			16,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田490-100	無職	
長谷部とし子			20,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市和名ヶ谷985-4-206	無職	
宮本 愛子			11,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市野菊野2-1017	無職	
佐藤 三男			10,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオーリーナ1003	無職	
蔵盛 恵子			6,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田523	団体職員	
谷口 正訓			16,145	R5. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田568	無職	
足澤 勝子			10,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオーリーナ533	無職	
田畑 知代			13,739	R5. 12. 28	千葉県松戸市胡録台204-1 ステラD 201	団体職員	
中山 祐司			7,840	R5. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田94	無職	
広瀬 清			41,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
広瀬 初子			21,840	R5. 12. 28	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
勝田ヨシ子			29,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市高塚新田138-65	無職	
菅谷 良男			27,600	R5. 12. 27	千葉県松戸市高塚団地2-7-217	無職	
高橋 健二			4,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市西馬橋4丁目203	無職	
長谷川 隆			39,200	R5. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
この頁の小計			273,364				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

151

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
長谷川千恵子			31,200	R5. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12	無職	
小林 長男			27,865	R5. 12. 15	千葉県松戸市西馬橋3-28-44	無職	
正久 正江			29,200	R5. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-2-11	無職	
齋藤 常一			15,600	R5. 12. 01	千葉県松戸市西馬橋1-9-5	無職	
佐藤 良治			25,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋5-33	無職	
佐々木和男			15,030	R5. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋1-49-22	自営業	
下山 謙一			22,200	R5. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-47-28	無職	
伊藤 春美			25,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
伊藤 秀子			33,400	R5. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
間宮 泰子			38,400	R5. 12. 27	千葉県松戸市五香8丁目24-4	ケアマネージャー	
福田 慈子			5,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市牧の原団地2-14-306	無職	
有坂 史夫			42,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
樋口 茂雄			34,200	R5. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
樋口 正子			34,100	R5. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414	無職	
田沼きよみ			20,400	R5. 12. 30	千葉県松戸市千駄堀794-31	無職	
この頁の小計			398,595				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

15t

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
池田 久雄			18,200	R5. 12. 28	千葉県松戸市常盤平柳町14-29	無職	
長谷川勝子			48,400	R5. 12. 30	千葉県松戸市金ヶ作27-5 レクセル新八柱505	無職	
高鳥 和好			40,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市稔台2丁目-41-9	無職	
小川 寿子			7,500	R5. 12. 27	埼玉県南埼玉郡宮代町百間5-4-29	無職	
石井 邦子			13,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市五香西2-16-7	無職	
棚井 冽子			73,000		千葉県松戸市小金原3-17-43	無職	
(内訳)			33,000	R5. 6. 30			
			40,000	R5. 12. 25			
中田 一夫			89,860		千葉県松戸市樋野口508 レジデンス松戸201	無職	
(内訳)			44,860	R5. 6. 30			
			45,000	R5. 12. 27			
秋山 嘉敬			37,200	R5. 12. 28	千葉県松戸市金ヶ作270-23	無職	
この頁の小計			327,160				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

81

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
渡部 七枝			12,400	R5. 12. 29	千葉県松戸市千駄堀837-5	無職	
本谷 清志			18,000	R5. 12. 30	千葉県鎌ヶ谷市北中沢2-21-51	無職	
作田 一雄			80,600		千葉県松戸市六高台6-87	無職	
(内訳)			23,200	R5. 6. 30			
			33,200	R5. 12. 27			
			24,200	R5. 12. 30			
平木 陽子			14,900	R5. 12. 26	千葉県松戸市六高台7-54	著作業	
山下 文柳			48,800	R5. 12. 20	千葉県松戸市六高台6-119-13	無職	
八木下 博			88,800		千葉県松戸市六高台1-2	無職	
(内訳)			44,400	R5. 6. 27			
			44,400	R5. 12. 28			
この頁の小計			263,500				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

61

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
錦 和熙			26,800	R5. 12. 30	千葉県松戸市六高台6-6	無職	
横島 友巳			46,800		千葉県松戸市六高台6-86-6	無職	
(内訳)			28,400	R5. 7. 30			
			18,400	R5. 12. 29			
宮城あゆみ			66,800		千葉県松戸市六高台6-93 六実マンション401	飲食業	
(内訳)			33,400	R5. 7. 30			
			33,400	R5. 12. 29			
三輪 由美			1,300,000		千葉県松戸市八ヶ崎2-13-5 サンフォーレ松戸701	県議会議員	
(内訳)			300,000	R5. 5. 27			
			500,000	R5. 10. 25			
			500,000	R5. 12. 26			
この頁の小計			1,440,400				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

10

41

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
須藤 公子			36,800	R5. 12. 30	千葉県松戸市横須賀1-23-5	無職	
森上 桂吾			18,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市横須賀1-22-3	無職	
山田美枝子			12,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
山田信太郎			20,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610	無職	
増川 孝子			8,000	R5. 11. 30	千葉県松戸市新松戸5-1-C-804	無職	
山内 壽恵			115,000		千葉県松戸市新松戸北2-1 ファミールハイツ1-511	無職	
(内訳)			39,000	R5. 4. 30			
			41,000	R5. 8. 30			
			35,000	R5. 12. 30			
松本 信広			35,157	R5. 12. 28	千葉県松戸市東平賀73-5	無職	
森岡 廣茂			10,000	R5. 11. 25	千葉県松戸市幸田1丁目47-5	無職	
岡野 駿一			39,200	R5. 11. 26	千葉県松戸市幸田2-137	無職	
鈴木 進			15,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市幸田3-202	無職	
この頁の小計			309,157				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

101

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
國松 輝夫			35,000	R5. 12. 27	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7-12-53	無職	
坂巻あつ子			25,000	R5. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2-6-15-8	無職	
麻場 文男			30,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
麻場 富喜子			20,200	R5. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
野口 靖子			30,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
野口 功			56,000		千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
(内訳)			34,000	R5. 7. 27			
			22,000	R5. 12. 27			
斉藤 哲成			19,800	R5. 12. 28	千葉県松戸市八ヶ崎3-28-25	無職	
富山 芙美子			25,000	R5. 12. 30	千葉県松戸市八ヶ崎1-1-10	無職	
仲市 政利			16,500	R5. 12. 27	千葉県松戸市幸谷243-1	無職	
この頁の小計			257,500				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

97

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
根本 常男			160,000		千葉県松戸市串崎南町132-3	自営業	
(内訳)			50,000	R5. 3. 30			
			30,000	R5. 7. 30			
			80,000	R5. 12. 20			
荒井 進			31,400	R5. 12. 28	千葉県松戸市緑ヶ丘1-101-4	無職	
今井 修平			46,000	R5. 12. 25	千葉県松戸市小金原4-16-22	無職	
澤 正久			5,400	R5. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷東鎌ヶ谷3丁目28-1-302 井草県営住宅	無職	
菅野 アイ子			18,700	R5. 12. 29	千葉県鎌ヶ谷市南初富1-22-11	無職	
浦野 隆夫			209,210		千葉県松戸市小山501-6 クレストフォルム松戸912	無職	
(内訳)			107,210	R5. 5. 25			
			102,000	R5. 12. 25			
宮下 秀和			4,000	R5. 7. 27	長野県上伊那郡飯島町七久保3342-1	団体職員	
この頁の小計			474,710				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

- 注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

7k

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
三浦 誠			25,136	R5. 12. 27	千葉県松戸市上矢切968-9	団体職員	
伊藤 猛			33,200	R5. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
伊藤 幸子			19,800	R5. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
高橋 明広			45,566	R5. 12. 27	千葉県松戸市松戸878-7	無職	
高橋 妙子			41,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市松戸878-7	無職	
宮城 肇			10,500	R5. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-385	無職	
白石 昌子			16,500	R5. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
白石 貞純			16,500	R5. 12. 27	千葉県松戸市日暮7-555	無職	
中川 順次			10,000	R5. 12. 27	千葉県松戸市河原塚211-131	無職	
清澤 健一			30,000	R5. 12. 28	千葉県松戸市河原塚211-136	無職	
この頁の小計			248,202				
その他の寄附							
合計							

10人

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
竹下 南			806,400			千葉県松戸市新松戸5-178-A-301	無職	
(内訳)			248,800	R5. 4. 30				
			148,800	R5. 7. 30				
			248,800	R5. 10. 31				
			160,000	R5. 12. 31				
浦野 真			24,000	R5. 12. 27		千葉県松戸市常盤平7-2 常盤平団地2-7-302	団体職員	
平田きよみ			47,000	R5. 12. 27		千葉県松戸市日暮6丁目71	無職	
木間 裕			153,400			千葉県松戸市中和倉153-5	無職	
(内訳)			66,000	R5. 5. 27				
			52,800	R5. 9. 27				
			34,600	R5. 12. 27				
この頁の小計			1,030,800					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に㊦と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
宇津野史行		1,	565,	360		千葉県松戸市千駄堀819-7	市議会議員	
(内訳)			384,	530	R5. 5. 25			
			784,	000	R5. 7. 31			
			118,	000	R5. 10. 31			
			278,	830	R5. 12. 24			
山口 正子		1,	922,	658		千葉県松戸市北松戸2-10-1-503	市議会議員	
(内訳)			385,	228	R5. 3. 30			
			292,	400	R5. 6. 30			
			787,	400	R5. 7. 31			
			457,	630	R5. 12. 24			
この頁の小計		3,	488,	018				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

21

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
ミール計恵		1,592	658		千葉県松戸市松戸新田3-17	市議会議員	
(内訳)		386	428	R5. 5. 30			
		798	000	R5. 7. 31			
		408	230	R5. 12. 24			
嶋村 新一		1,401	230		千葉県松戸市小金原6-7-17-401	市議会議員	
(内訳)		195	000	R5. 5. 30			
		798	000	R5. 7. 31			
		408	230	R5. 12. 24			
松原 美子		892	169		千葉県鎌ヶ谷市東初富4-22-10	市議会議員	
(内訳)		213	600	R5. 5. 31			
		496	315	R5. 7. 31			
		182	254	R5. 12. 24			
この頁の小計		3,886	057				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

3f

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
佐竹 知之			72,800		千葉県鎌ヶ谷市初富55-14	無職	
(内訳)			50,400	R5. 3. 31			
			22,400	R5. 12. 24			
横堀 渉			582,676		千葉県市川市北国分3-7-16	団体職員	
(内訳)			292,718	R5. 10. 31			
			289,958	R5. 12. 28			
鈴木 洋子			250,000	R5. 12. 25	千葉県松戸市六高台6-80-10	無職	
羽澄 薫			16,400	R5. 12. 29	千葉県松戸市栄町4-246-28	無職	
八木 康行			9,000		千葉県松戸市五香南3-1-6 八木駐輪場 2F	無職	
(内訳)			5,000	R5. 5. 30			
			4,000	R5. 12. 24			
この頁の小計			930,876				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

51

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
永田 一代			10,000	R5. 7. 30	千葉県松戸市串崎南町93-3	無職	
この頁の小計			10,000				
その他の寄附			4931288				
合計			21203843				

→ ※ 下記注意(1)参照。
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に ⊕ と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

11

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		15	857	124					
	(2) 光 熱 水 費		7	07	777					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		3	206	071					
	(4) 事 務 所 費		4	502	427					
	小 計 ((1)~(4))		24	273	399					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		5	363	020					
	(2) 選 挙 関 係 費									
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		2	728	365					
	(内) ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費		2	66	631					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		7	116	733		7	116	733	
	(6) そ の 他 の 経 費									
	小 計 ((1)~(6))		16	474	749					うち本部・支部間の交付金合計 7116733 円
	合 計		40	748	148					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)									項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金	<input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(組織活動費)
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	円								
この頁の小計											0	
その他の支出											5263020	
合計											5363020	

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は総括表の項目を「適宜 小分類」にそれぞれ別葉として作成すること

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝用自動車の購入・維持費)				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
宣伝用自動車大型車検費用	十億	百万	千	円	R	5.7.12	(株)アキオートサービス	柏市送井1248番地1	
この頁の小計									
その他の支出									
合計									

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ等作成費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	十億	百万	千	円	R 5.2.7	(有)マニワ総合企画	千葉県花見川区幕張町2-2486-2
〃					R 5.11.10	〃	〃
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ等作成費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
印刷代	十億	百万	千	円	R 5. 1. 19	日本広告マキモト ケサヨシ	千葉県船橋市習志野台6-4-21
"					R 5. 4. 14	"	"
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(シラ筆作成費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
印刷代	十億	百万	千	円	R 5.5.9	有限会社 裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ロウ筆作成費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
印刷代			63,360	R 5.4.28	(有) パピルス	千葉県松戸市松飛台548-4	
〃			62,700	〃	〃	〃	
〃			74,250	〃	〃	〃	
〃			108,790	〃	〃	〃	
〃			78,650	〃	〃	〃	
〃			62,150	〃	〃	〃	
〃			119,350	〃	〃	〃	
〃			75,350	〃	〃	〃	
〃			190,410	〃	〃	〃	
〃			76,725	R 5.8.21	〃	〃	
〃			76,725	R 5.12.7	〃	〃	
この頁の小計			988,460				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入																
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ等作成費)																
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考															
印刷代	十億	百万	千	円	R																
この頁の小計																					
その他の支出																					
合計																					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費		<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備 考		
	十億 百万 千 円								
この頁の小計									
その他の支出			266 631						
合 計			266 631						

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
納付金	十億	百万	千 780,048	円	23.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			600,243		23.2.28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			567,398		23.3.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			380,674		23.4.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			575,217		23.5.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			437,007		23.6.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			450,785		23.7.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			450,875		23.8.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			662,778		23.9.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			525,440		23.10.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			350,369		23.11.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			1,335,899		23.12.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			7,116,733					
その他の支出								
合計			7,116,733					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			780,048		23. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			600,243		23. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			567,398		23. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			380,674		23. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			575,217		23. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			437,007		23. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			450,785		23. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			450,875		23. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			662,778		23. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			525,440		23. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			350,369		23. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			1,335,899		23. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			7,116,733					
合 計			7,116,733					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				
		<input type="checkbox"/> ア 土地 <input type="checkbox"/> イ 建物 <input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input checked="" type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> キ 有価証券 <input type="checkbox"/> ク 出資 <input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> コ 敷金 <input type="checkbox"/> サ 施設利用権等 <input type="checkbox"/> シ 借入金	
摘要	金額				年月日	備考
宣伝用自動車	十億	百万	千	円	H. 29.09.11	1台
この頁の小計				1,806,933		
合計				1,806,933		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 4 月 1 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県松戸鎌ヶ谷地区委員会

会計責任者の氏名 野村みづゑ



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要